

# 清瀬市中小企業等応援給付金事業について（Q&A）

Q 1 当該給付金は、いわゆるフリーランスも対象になりますか？

A 1 原則、税務署に開業届を提出している個人事業者が対象となります。

Q 2 当該給付金は、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、一般社団法人、農業法人は対象となりますか？

A 2 対象となります。

Q 3 対象とならない業種はありますか？

A 3 政治活動や宗教活動に関する事業は対象になりません。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、該当営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者、代表者や役員又は従業員等が清瀬市暴力団排除条例に規定されている暴力団関係者も対象外となります。

Q 4 主たる事業所はどこで確認できますか？

A 4 個人事業主の方は、確定申告の際に提出されている、青色申告決算書（青色申告の方）または収支内訳書（白色申告の方）に記載されている「事業所所在地」欄に清瀬市内の住所が書かれているかを確認してください。空欄の場合は、事業所所在地が清瀬市内にあることが分かる書類（開業届、営業許可証、事業所の賃貸借契約書など）を追加提出してください。法人の場合は、登記上の「本店」又は「本社」として位置付けている店舗となります。

Q 5 市外に住んでいますが、事業所が清瀬市内にあります。対象ですか？

A 5 清瀬市内に主たる事業所があることが要件となりますので、対象です。

Q 6 市内に住んでいますが、事業所が清瀬市外にあります。対象ですか？

A 6 清瀬市内に主たる事業所があることが要件となりますので、対象になりません。

Q 7 市内に複数の店舗を有していますが、店舗ごとに申請できますか？

A 7 申請ができるのは、法人または個人事業者あたり 1 回限りです。

Q 8 市内に複数の店舗を有していますが、一部の店舗が要件を充たした場合（令和 2 年 1 月から 1 2 月までの間、前年同月比で売上高が 1 0 % 以上 5 0 % 未満減少した月が 1 か月間ある）は対象ですか？

A 8 当該給付金の対象は法人又は個人事業者の全体売上で比較することになります。事業全体の売上が要件を充たさなければ対象とはなりません。

Q 9 売上減少を証明する書類はどのようなものを提出すればよいですか？

A 9 新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少した月と前年同月の売上台帳、帳簿、試算表等を提出してください。前年に関しては税務書類でも確認をさせていただきます。

Q 1 0 創業後 1 年を経過しておらず、前年の売上高と比較できない場合、申請は可能ですか？

A 1 0 令和元年 9 月から令和 2 年 3 月までに創業された方は個別条件の（2）、（3）の要件に該当する場合対象となります。また、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 5 月 3 1 日までに創業された事業者は創業者支援として、売上高の増減に関わらず対象とします。

Q 1 1 個別条件（2）の「連続する 3 か月」とはどういう意味ですか？

A 1 1 その月を含む 3 か月という意味になります。

（例）令和 2 年 4 月を任意の月とした場合、「2 月 3 月 4 月」「3 月 4 月 5 月」「4 月 5 月 6 月」のいずれかを選択してください。

**Q 1 2** 店舗増加等（事業拡大）によって前年同月比と単純比較できない場合はどうしたらよいですか？

A 1 2 個別条件の（2）の方と同様の算出方法を用いてください。

**Q 1 3** 農業者で前年の月ごとの売上高が確認できない場合どうすればいいですか？

A 1 3 個人農業者（白色申告、青色申告）や個人の林業者、漁業者、農林水産関連事業者（白色申告）に関しては、税務書類で前年の月ごとの売上高が確認できないため、前年の年間売上高を12で割った額（小数点以下切捨て）で令和元年の平均月売上高を算出してください。

**Q 1 4** 国の「持続化給付金」の交付を受けていますが、申請できますか？

A 1 4 当該給付金は、国の「持続化給付金」の対象とならなかった事業者を対象としているため申請できません。国の給付金に該当する場合は、そちらを優先して申請してください。

**Q 1 5** 個人事業主の場合、不動産収入は対象となりますか？

A 1 5 対象となります。

**Q 1 6** 確定申告をまだしていません。申請できますか？

A 1 6 事業を営んでいることを客観的に証することができる書類が必要であるため、確定申告をしてから申請してください。

**Q 1 7** いわゆる「ネット銀行」を利用しており、通帳等のない場合はどうしたらよいですか？

A 1 7 口座情報（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義）の分かる画面のコピーを提出してください。

**Q 1 8 郵送での申請の際、郵送料は負担していただけますか？**

A 1 8 郵送料は申請者の負担となります。また、個人情報等を含む書類になりますので、簡易書留やレターパックなど郵送物の追跡ができる郵送方法を推奨しています。

**Q 1 9 給付金の使途に制限はありますか？**

A 1 9 使途の制限はありません。事業全般に幅広くお使いいただけます。

**Q 2 0 減少率の端数の処理はどうすればよいですか？**

A 2 0 小数点第二位以下を切り捨てて表記してください。  
(例) 5.1234は、5.1% 14.987%は、14.9%

**Q 2 1 当該給付金は課税の対象になりますか？**

A 2 1 税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されます。ただし、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず結果的に課税されません（逆は課税対象となる）。詳細につきましては最寄りの税務署にお問い合わせください。

**Q 2 2 家族の扶養に入っておりアルバイトで雇用されて働いています。雇用先の休業により収入が下がりました。対象になりますか？**

A 2 2 対象となりません。清瀬市中小企業等応援給付金は原則として持続化給付金の条件を基に運用しています。今回の場合、市の応援給付金の対象とはなりませんが、国の新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金等の別制度の対象となる場合がありますので、国のコールセンター等にお問合せください。

**Q 2 3 交付までにどのくらい時間がかかりますか？**

A 2 3 書類等に不備がなければ、申請書類の受付後、2週間以内に交付する予定です。申請書類に不備がある場合、再度書類の提出を求めるため、交付までに時間を要します。チェックリストを利用し、必ず必要書類をご

確認のうえ、送付願います。

**Q 2 4** 既に20万円の応援給付金の交付決定を受けました。その場合、この度の給付額増額の申請はどうすればよいですか？

**A 2 4** 既に交付決定を受けている事業者に対しては清瀬商工会から追加交付申請書を送付しています。書類に押印の上、ご提出してください。口座が変更となっている場合は、口座情報が分かる書類を添付してください。